

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成19年度より公表が義務付けられました財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）について、令和5年度決算に基づく算定ができましたので、次のとおり報告します。

●健全化判断比率

指 標	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	14.69 %	20.00 %
連結実質赤字比率	— %	— %	19.69 %	30.00 %
実質公債費比率	7.9 %	8.0 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	13.5 %	21.1 %	350.0 %	

※実質赤字または連結実質赤字がない場合は「—」と表示しています。

健全化判断比率については、**いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。**

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、令和4年度と同様に令和5年度におきましても、赤字額は発生しておりません。

実質公債費比率（3か年平均）は、対前年度0.1%下降しております。普通交付税や標準税収入額等の増加による標準財政規模の拡大や新クリーンセンター整備事業などの償還金に係る交付税措置分が増加したため比率が改善したものです。なお、単年度で比較した場合も、対前年度0.6%下降し7.8%となっております。

将来負担比率は、対前年度7.6%下降しております。将来負担額が増加したものの、積立基金現在高や償還金に係る交付税措置分が増加したため比率が改善したものです。

●資金不足比率

特別会計の名称	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	— %	— %	20.00%
町立温泉病院事業会計	— %	— %	
下水道事業費特別会計	— %	— %	
勝浦地方卸売市場事業費特別会計	— %	— %	

※資金不足額がない場合は「—」と表示しています。

資金不足比率については、**各公営企業ともに資金不足額は発生していません。**

資金不足比率については、令和4年度と同様に令和5年度におきましても、すべての企業会計において資金不足額は生じませんでした。

健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等（普通会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化し、町全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

$$\text{実質公債費比率} \quad (3\text{か年平均}) = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

町の借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

町の借入金残高や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来の財政の圧迫度を示すものです。

☆早期健全化基準

健全化判断比率が1つでも早期健全化基準以上となった場合、『財政健全化団体』となり、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、速やかに公表しなければなりません。また、その計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。

☆財政再生基準

将来負担比率を除く健全化判断比率が1つでも財政再生基準以上となった場合、『財政再生団体』となり、「財政再生計画」の策定が必要となります。「財政再生計画」は、議会の議決を経て、速やかに公表しなければなりません。また、その計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債が発行できなくなります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模（営業収益等）}}$$

公営企業ごとの資金不足額を、事業規模（営業収益等）に対して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

☆経営健全化基準

公営企業会計の資金不足比率が20%を上回った場合、「経営健全化計画」の策定が必要となります。「経営健全化計画」は、議会の議決を経て、速やかに公表しなければなりません。また、その計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。